

議案第 7 1 号

市川市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

市川市下水道事業の設置等に関する条例を次のように定める。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐 藤 尚 美

市川市条例第 号

市川市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）の規定に基づき、市川市下水道事業（以下「下水道事業」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置)

第 2 条 本市は、良好な都市環境の形成及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 3 条 法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 4 条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 排水区域面積 5,225ヘクタール
- (2) 排水人口 47万人
- (3) 1日最大処理能力 28万5,470立方メートル

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、同条第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合とする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限のうち、市川市水洗便所改造資金貸付条例（昭和47年条例第19号）第10条の規定により償還された公金（同条例第11条の遅延利息を含む。）及び市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年条例第15号）第6条第3項の規定により徴収した公金（同条例第10条第1項の延滞金を含む。）の収納及び保管に関する事務その他規則で定める事務であつて、市長が別に定める場所において行うものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定)

第8条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が1件200万円（交通事故に係るものにあつては、当該事故について自

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定の適用を受ける金額に200万円を加えた額）を超えるものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第9条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類にあっては10月31日までに、同月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類にあっては4月30日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、10月31日までに作成する書類にあっては前事業年度の決算の状況を、4月30日までに作成する書類にあっては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 理 由

下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用することとするとともに、同法において条例で定めることとされている事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。